

「宇部市子育て支援センターゆめタウンうべ」運営業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、「宇部市子育て支援センターゆめタウンうべ」運営業務委託（以下「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

なお、本業務については、市議会での令和7年度予算の議決を前提としており、議決がない場合は契約に至らないものとする。

1 業務概要

（1）業務内容

「宇部市子育て支援センターゆめタウンうべ」運営業務委託仕様書のとおり

（2）業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、特に問題がなければ契約を更新することができる（最長5年間）。

2 委託料について

（1）委託料上限額

7,840,000円

（2）委託料に含まれる経費

（ア）人件費 （イ）職員厚生費 （ウ）報償費（講習会等の講師への謝礼金等）
（エ）旅費交通費 （オ）需用費（印刷製本費、消耗品費等） （カ）備品購入費
（キ）役務費（通信運搬費（郵便料金や電話代、Wi-Fi等）、保険料、手数料等）
（ク）負担金 （ケ）使用料及び賃借料
（コ）その他事業の実施、運営に要する費用

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- （1）本業務を確実に遂行するための実施体制を構築できること。
- （2）法人等の団体であること。（法人格の有無は問わない。個人は不可とする。）
- （3）法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。（共同企業体においては、全ての構成員が、次のいずれにも該当しないこと。）
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、競争入札の参加を制限されている者
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者
 - オ 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を

- 有する団体並びにそれらの利益となる活動を行っている者
- キ 法人税、地方税その他租税公課を滞納している者
- ク 児童福祉法等の法令違反の実績がある者（ただし、定期監査等での指摘が軽微な場合、又は既に改善している場合は該当とみなさない。）
- （４）個人情報の漏洩、滅失、き損又は改ざんの防止その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。

４ スケジュール

項目	日程	備考
プロポーザル公募開始	令和７年１月２１日（火）	市ウェブサイトに掲載
公募に関する質問の受付期限	令和７年１月２７日（月）１７時	電子メール、持参又は郵送
質問及び回答の公表	令和７年１月２８日（火）	市ウェブサイトに掲載
参加申込書の提出期限	令和７年１月３０日（木）１７時	電子メール、持参又は郵送
参加資格の審査結果通知	令和７年１月３１日（金）	参加者に別途通知
企画提案書等の提出期限	令和７年２月１２日（水）１７時	持参又は郵送
プレゼンテーション	令和７年２月１７日（月）予定	
審査結果の通知	令和７年２月中旬予定	
契約締結	令和７年４月１日（火）	

５ 公募に関する質問の受付及び回答

本プロポーザルに対する質問は、次の方法で提出すること。

- （１）提出期限
令和７年１月２７日（月）１７時
- （２）提出方法
電子メール、持参又は郵送
※開封確認を付した電子メールで送信すること。電子メールの送信後、開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行うこと。
※持参の場合の受付時間は、平日９時から１２時まで、１３時から１７時までの間とする。
- （３）提出先
「１２ 担当部署」に提出のこと。
- （４）回答方法
令和７年１月２８日（火）までに、提出された全ての質問とその回答をまとめて、市ウェブサイトに掲載する。
なお、質問した事業者名は公表しない。

６ 参加申込書の提出

「３ 参加資格」要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

- （１）提出書類

- ア 参加申込書（様式 1）
- イ 誓約書（様式 2）
- ウ 法人等概要書（単体企業等又は共同企業体の代表者）（様式 3－1）
法人等概要書（共同企業体の構成員）（様式 3－2）
- エ 法人等の国税・県税・市税の滞納がないことを証する証明書（発行から 1 か月以内のもの：写し可）

(2) 提出期限

令和 7 年 1 月 3 0 日（木） 1 7 時必着

(3) 提出方法

電子メール、持参又は郵送

※開封確認を付した電子メールで送信すること。電子メールの送信後、開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行うこと。

※持参の場合の受付時間は、平日 9 時から 1 2 時まで、1 3 時から 1 7 時までの間とする。

※郵送の場合は、書留郵便により令和 7 年 1 月 3 0 日（木） 1 7 時必着とする。

(4) 提出先

「1 2 担当部署」に提出のこと。

(5) 参加資格の審査結果通知

令和 7 年 1 月 3 1 日（金）

※全ての申込者に通知する。

(6) 参加資格非該当の説明請求

参加資格の審査結果通知を受けた者は、通知書を送付した日の翌日から起算して 3 日（土日、祝日を除く。）以内に、書面（様式自由。ただし A 4 判とする。）により、理由の説明を求めることができる。また、回答は書面により行う。

7 企画提案書等の提出

参加者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式 5）

イ 参考見積書（様式 6）

(2) 提出期限

令和 7 年 2 月 1 2 日（水） 1 7 時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合の受付時間は、平日 9 時から 1 2 時まで、1 3 時から 1 7 時までの間とする。

※郵送の場合は、書留郵便により令和 7 年 2 月 1 2 日（水） 1 7 時必着とする。

(4) 提出先

「1 2 担当部署」に提出のこと。

(5) 提出部数

正本 1 部、副本 5 部（正本のコピー。正本がカラー印刷を含む場合は、副本もカラーコピーとすること。）

8 受託候補者の選定方法

「宇部市子育て支援センターゆめタウンうべ」運營業務委託プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、プレゼンテーション審査により評価を行い、受託候補者を選定する。

(1) プレゼンテーション審査

ア 日時 令和7年2月17日(月)を予定

※日時、会場等の詳細については、参加者に別途通知する。

イ 所要時間

(ア) 準備	5分	} 計35分
(イ) プレゼンテーション	20分	
(ウ) 質疑応答	10分	

ウ 参加人数 責任者を含め3名以内とする。

※提出した企画提案書等により説明を行うこと。企画提案書(様式5)のほかに使用する資料がある場合は、企画提案書と併せて提出すること。企画提案書等の提出期限までに提出のなかった資料の使用及び追加での提案説明や資料配布は認めない。なお、動画による説明等、企画提案書等に記載の困難な資料については、企画提案書にその旨を記載すること。

※モニターは本市が用意するが、パソコンその他必要な機材は参加者が持参すること。

※参加者が1者のみの場合でも、プレゼンテーション審査は実施する。

(2) 受託候補者の決定

選定委員会において、審査基準に基づき評価を行い、各委員の評価点の合計が満点の6割以上となった者の中から、最も得点が高い提案者を第1受託候補者とし、次点の提案者を第2受託候補者とする。なお、同点の場合は、選定委員会で対応を協議の上、第1受託候補者、第2受託候補者を決定する。

(3) 審査基準

別表「審査基準」のとおり。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、全ての参加者に書面により通知するとともに、市ウェブサイトに掲載する。

9 契約手続等

(1) 第1受託候補者と協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容について、提出内容の趣旨を変更しない範囲で一部変更する場合がある。

(2) 第1受託候補者と協議が整わない場合は、第2受託候補者と協議を行うものとする。

10 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなかった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) プレゼンテーション審査について、正当な理由なく欠席又は遅刻した場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

1 1 その他留意事項

- (1) プロポーザルに要する経費及び企画提案書等の提出に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は1者につき1案とする。
- (3) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- (4) 企画提案書等の提出された書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等の提出された書類は、情報公開請求があった場合、宇部市情報公開条例に基づき開示することがある。開示に支障がある部分については、あらかじめ申し出ること。
- (6) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。
- (7) 選定結果について異議申し立ては、一切できない。

1 2 担当部署

宇部市 こども未来部 こども政策課
〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
TEL：0836-34-8566 FAX：0836-22-6051
メールアドレス：kodomo@city.ube.yamaguchi.jp

別表 審査基準

審査項目	審査の視点	配点
1 業務の実施方針	事業の目的を十分理解した提案内容となっているか。	20
	利用者のニーズを把握し、サービス向上（サービスの質の確保）が期待できる取組や工夫がなされているか。	20
2 業務遂行能力	団体の状況及び過去の活動実績等からみて、確実に業務を遂行できる能力を有しているか。	20
3 独自性	委託料限度額の範囲内で、事業の有効性、効率性等の向上につながる独自の提案があるか。 仕様書を上回る追加的な業務提案があるか。	10
4 指導員の資質向上	人材育成（研修等）の方策は妥当なものとなっているか。	10
5 危機管理体制	利用者の安全管理、事故防止対策等のための適切な方策が講じられているか。	10
6 個人情報の保護	個人情報の適切な保護のための具体的な方策が講じられているか。	5
7 見積額	提案内容に見合った経費の見積りとなっているか。	5
合計		100